

本送信票を含み 2枚

令和5年 11 月 28 日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	国民健康保険加入者の高額療養費の支給において、令和2年 11 月から令和3年6月までの診療月分(4世帯、4人分)の支給通知未発送による支給漏れが判明した。 このことにより、支給申請の時効期間(2年)が経過し、対象者への支給ができなくなったことから、市が対象者に対して賠償金を支払うこととなった事務処理の不適正事案について、当該職員に処分等を行ったもの。 ※ 事案の詳細は別紙のとおり	
被処分者の所属及び処分内容等	市民生活部税務課職員(主任級 50 歳代)	減給 10 分の1 2月
監督者の処分等	市民生活部税務課職員(係長級 50 歳代)	訓告
	市民生活部市民課職員(係長級 50 歳代)	
	市民生活部税務課職員(課長級 50 歳代)	嚴重注意
	市民生活部市民課職員(課長級 50 歳代)	
市民生活部税務課職員(課長補佐級 50 歳代)		
市民生活部市民課職員(課長補佐級 40 歳代)		
処分日	令和5年 11 月 28 日付け	
特記事項	市長コメント 職務が適正に行われていない事案が複数発生しており、本市に対する市民の皆様の信頼を著しく損なうものとなり、心よりお詫び申し上げます。 高額療養費の払戻しの事務処理方法を改めるなど、再発防止策に取り組み、市民の皆様からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。	
担当	総務部 総務課 課長 谷川 直樹	
連絡先	TEL:0259-63-3111 FAX:0259-63-3300	

送信元：佐渡市役所企画部
 秘書広報課広報広聴係
 T e l : 0259-63-4679
 F a x : 0259-63-3300

